FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud Digital enhanced EXchange

にかかる特約条項

2021年7月1日

本条項は、 FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud Digital enhanced EXchange (以下「本サービス」という) に関する契約者と当社との間のサービス利用契約について規定したものです。

第1項 適用範囲

- (1) 本条項の第2項の規定は本サービスの全ての提供メニューに適用されます。
- (2) 本条項の第3項から第8項の規定は本サービスの以下の提供メニューに適用されます。また該当する項で「本提供 メニュー」と記載している場合は以下の提供メニューを指します。

提供メニュー	帯域
クラウドコネクト for Azure ExpressRoute	100Mbps 帯域確保
	200Mbps 帯域確保
	300Mbps 帯域確保
	400Mbps 帯域確保
	500Mbps 帯域確保
	1Gbps 帯域確保
クラウドコネクト for AWS Direct Connect	100Mbps 帯域確保
	200Mbps 帯域確保
	300Mbps 帯域確保
	400Mbps 帯域確保
	500Mbps 帯域確保
	1Gbps 帯域確保
クラウドコネクト for GCP Cloud Interconnect	100Mbps 帯域確保
	200Mbps 帯域確保
	300Mbps 帯域確保
	400Mbps 帯域確保
	500Mbps 帯域確保
	1Gbps 帯域確保

第2項 通信の秘密

- (1) 当社は、「電気通信事業法」第4条に基づき、本サービスにより当社の取扱中にかかる通信の秘密を侵さないものとします。
- (2) 前号の定めにかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社の取扱中にかかる通信の秘密を、正当な範囲で知得および利用 (第三者に開示することを含む) することがあるものとします。
 - ・ 本サービスの運営業務のために必要である場合
 - ・ 当社が本サービスの全部または一部の作業を第三者(他の電気通信事業者を含む)に再委託する場合。ただし、

この場合、当社は、再委託先に対して本項に定める義務と同等の義務を課すものとします。

- ・ 「刑事訴訟法」第 218 条その他同法もしくは「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」の定めに基づく強制の 処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲で開示す る場合
- ・ 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第4条(発信者情報の開示 示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
- ・ 生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲 で開示する場合

第3項 提供条件の変更

- (1) 当社は当社の裁量により、本条項および本提供メニューにかかるサービス仕様書等を適宜変更することがあります。
- (2) 本提供メニューの内容変更が重大で、かつ、本提供メニューの機能もしくはセキュリティを低下させる場合、または当社が提供する本提供メニューの一部または全部を終了する場合、当社は契約者に事前通知を行うものとします。
- (3) 当社は、本提供メニューの一部または全部の提供を終了する場合、150 日以上の予告期間をもって通知するものとします。
- (4) 本提供メニューの一部機能の提供を終了するときで、あらかじめ契約者に対して廃止する機能の代替となる手段または同等の機能を提供できない場合、14 日以上の予告期間をもって通知するものとします。
- (5) 料金の変更を行う場合、60 日以上の予告期間をもって通知するものとします。
- (6) 本提供メニューの変更について契約者に著しい不利益を及ぼさないと当社が判断した場合、本サービスポータルに 掲載することでサービス仕様書等を、予告期間をおかずに変更できるものとします。ただし、法令順守等のやむを 得ない事情がある場合は、この限りではないものとし、当社は、即日効力を発する通知をもって当該変更または終 了を行うものとします。
- (7) 契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後のサービス仕様書等が適用されるものとし、契約者は、変更後も引き続き本提供メニューを利用する場合はサービス仕様書等に合意したものとします。

第4項 サービスの中断

- (1) 本提供メニューでは以下のような場合、 サービスの一部または全部の提供を中断することがあります。
 - · 設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - ・ 天災、事変、その他の非常事態が発生しまたは発生する恐れがあるとき
 - ・ サービスが正常に動作せず、サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき
 - ・ 法令等に基づく強制的な処分により、サービスを提供することが著しく困難であるとき
 - ・ 不正アクセス行為から設備を防御するために必要なとき
- (2) 本提供メニューの提供を中断するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急のやむを得ない場合は、この限りではありません。

第5項 サービスの停止

(1) 本提供メニューでは契約者が次のいずれかに該当するときはサービスの一部または全部の提供を停止することがあります。

- ・ 「第6項 契約者の義務」の規定に違反したとき
- ・ 当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れがある行為をしたとき
- (2) 本提供メニューの提供を停止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急のやむを得ない場合は、この限りではありません。

第6項 契約者の義務

- (1) 契約者は次のことを遵守するものとします。
 - ・ 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - ・ 本提供メニューの利用によりアクセス可能な当社または第三者のデータを改ざん、消去する行為をしないこと
 - ・ 第三者になりすまして本提供メニューを利用する行為をしないこと
 - ・ 意図的に有害なコンピュータプログラムなどを送付しないこと
 - ・ 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
 - ・ 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - ・ その他、法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する 行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - その他上記の内容に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為を行わないこと
- (2) 当社は、契約者の本条項に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について一切の責任を 負わないものとします。
- (3) 契約者は日本国の輸出関連法規を遵守するものとします。
- (4) 契約者は、本提供メニューまたは本提供メニューにかかるソフトウエアを直接的であれ間接的であれ輸出もしくは 持ち出す場合または非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きを取るものとしま す。
- (5) 契約者は、契約者が日本国により輸出または技術の提供を禁止されている者でないこと、または日本国の輸出関連 法規に定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないことを保証するものとします。
- (6) 契約者は日本の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器もしくは、通常兵器等の開発、製造または使用の ために本提供メニューまたは本提供メニューにかかるソフトウエアを使用しないものとします。

第7項 契約者の協力義務

- (1) 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の情報、資料の提供、および当社が行う調査への協力を求めることができるものとします。
 - ・ 故障予防または回復のため必要な場合
 - ・ 技術上必要な場合
 - ・ その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- (2) 契約者は本提供メニューが不正に利用され、または利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、本提供メニューの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第8項 本提供メニューに対する責任

(1) 当社の責に帰すべき事由により本提供メニューが利用不能なために契約者に損害が発生した場合、契約者が本提供

メニューを利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、契約者が利用している提供メニューの月額料金の金額を限度として、賠償責任を負うものとします。

以 上

附則(2020年8月3日)

本特約条項は、2020年8月3日から適用されます。

附則 (2020年12月1日)

本特約条項は、2020年12月1日から適用されます。

附則 (2021年7月1日)

本特約条項は、2021年7月1日から適用されます。